

教師の皆様へ

薬害教育教材の活用の手引【平成 25 年度】

厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学3年生を対象とした薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう(注)」を作成し、平成23年4月より、全国の中学校に配布しています。この教材は、医薬品等による薬害を知るとともに、その発生の過程や社会的な動き等を学ぶことを通じて、今後、同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方等を考えることを目的とするものです。社会科や総合的な学習の時間等で補助教材として活用することが考えられます。

(注) 平成23年度及び平成24年度においては、「薬害って何だろう?」という名称で配布していますが、平成25年度版から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、これまでと変更はありません。

この教材の活用に当たっての留意点は、以下のとおりです。

(1) 学習指導要領等との関連について(別紙参照)

この教材は、中学校学習指導要領との関係では、主に社会科(公民的分野)における消費者の保護に関する内容などに関連します。

なお、この教材は、保健体育(保健分野)における医薬品の適正使用に関する内容とも関連しますが、薬害問題と薬物乱用等の問題との混同がないよう、ご注意願います。

(2) 教材の活用事例について

この教材は、各校の創意工夫によりご活用していただくことを想定していますが、活用事例を以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参考下さい。

このホームページに掲載しているワークシートを、教材及びこの手引と併せて配布しています。配布しているのは、1～2時間程度授業で活用していただくことを想定したものです。ホームページには3時間程度の活用を想定したワークシートも掲載しています。両方ともWord形式となっており、授業時間や取組内容に併せて、適宜編集していただくことが可能です。

<厚生労働省ホームページ「薬害を学ぼう」>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

※ 上記アドレスからダウンロードできます。

なお、この教材の授業等における活用方法を、今後とも厚生労働省ホームページ等を通じて周知を図ることとしておりますので、教材の活用方法として参考となると考えられる事例について、厚生労働省まで随時、情報提供いただきますようお願いいたします(様式自由)。

※ 内容に応じて、ホームページへの掲載等をさせていただきます。

【参考】

- ① 厚生労働省のホームページには、ワークシートの他にも、関連サイトの情報やこの教材を作成した検討会の資料なども掲載されています。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)
- ② 文部科学省のホームページ「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」(<http://kakehashi.mext.go.jp/>)においても、本件が掲載されています。
- ③ 授業の実施に当たっては、地域の薬剤師会や被害者団体等の関係団体と連携していただくことも考えられますが、全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）においては、講師派遣を行っていますので、お知らせいたします。

<薬被連問い合わせ先>

【メール（講師派遣窓口専用）】 yakuhiren.lecturer@gmail.com

【薬被連窓口】 財団法人いしずえ（サリドマイド福祉センター）

〒153-0063 東京都目黒区目黒 1-9-19

（電話） 03-5437-5491 （FAX） 03-5437-5492

※講師派遣を要請する場合は、上記の専用アドレスにて依頼して下さい。

<連絡先>

厚生労働省医薬食品局総務課 医薬品副作用被害対策室

電話：03-5253-1111（内線 2717）

直通：03-3595-2400 FAX：03-3501-2052

(別紙)

学習指導要領等における「医薬品」・「薬害」の取扱い

中学校学習指導要領 (抜粋) (平成20年3月28日公示)

※ 平成24年4月から完全実施(一部科目については先行実施)。

第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容(公民的分野)

2 内容

(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の動きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容(保健分野)

2 内容

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

オ 健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は、正しく使用すること。

中学校学習指導要領解説 (抜粋) (平成20年7月公表)

社会編 第2章 社会科の目標及び内容

第2節 各分野の目標及び内容(公民的分野)

2 内容、(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

「消費者の保護」については、「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱う」(内容の取扱い)こととしている。ここでは、消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援などのため、国は消費者政策を推進する役割を、地方公共団体は地域の社会的、経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を担っていることを具体的な事例を通して理解させるとともに、企業は消費者の安全や、消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させることを意味している。また、消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費者行政が行われているのかについて理解させることを意味している。

保健体育編 第2章 保健体育科の目標及び内容

第2 各分野の目標及び内容(保健分野)

2 内容、(4) 健康な生活と疾病の予防

オ 保健・医療機関や医薬品の有効利用

地域には、人々の健康の保持増進や疾病予防の役割を担っている保健所、保健センター、医療機関などがあることを理解できるようにする。健康の保持増進と疾病の予防には、各機関がもつ機能を有効に利用する必要があることを理解できるようにする。また、医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。医薬品には、使用回数、使用時間、使用量などの使用法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。

高等学校学習指導要領（抜粋）（平成21年3月9日公示）

※ 平成25年4月入学者から年次進んで完全実施（一部科目については平成24年入学者から先行実施）。

第3節 公民

第1 現代社会

2 内容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、**個人や企業の経済活動における役割と責任**について考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(オ) エの「市場経済の機能と限界」については、経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること。「金融」については、金融制度や資金の流れの変化などにも触れること。また、「**個人や企業の経済活動における役割と責任**」については、公害の防止と環境保全、**消費者に関する問題**などについても触れること。

第3節 公民

第3 政治・経済

2 内容

(2) 現代の経済

ア 現代経済の仕組みと特質

経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

アについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全、**消費者に関する問題も扱うこと**。また、「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化にも触れること。

第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。また、**医薬品は、有効性や安全性が審査されており、販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には、医薬品を正しく使用することが有効であること。**

高等学校学習指導要領解説（抜粋）（平成21年12月公表）

公民編 第2章 各科目

第1節 現代社会

2 内容

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

また、「消費者に関する問題」（内容の取扱い）については、契約に関する基本的な考え方について理解させ、契約が複数の意思表示の合致によって成立する法律行為であること、不完全な意思表示に基づいて行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができることを理解させるとともに、契約により生ずる様々な責任についても理解させることが必要である。消費者問題については、「情報の非対称性」の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。その際、例えば、高金利問題、多重債務問題などを扱い、消費者としての権利や責任について考察させることが大切である。また、例えば製品事故、**薬害問題**などを扱い、**行政や企業の責任にも触れるようにする。**

公民編 第2章 各科目

第3節 政治・経済

2 内容

(2) 現代の経済

ア 現代経済の仕組みと特質

「消費者に関する問題」（内容の取扱い）については、家計、企業、政府間の情報格差という情報の非対称性の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。また、例えば、製品事故、**薬害問題**などを扱い、**行政や企業の責任にも触れるようにする。**

保健体育編 第2章 各科目第2節

第2節 保健

3 内容

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

また、医薬品には、医療用医薬品と一般用医薬品があること、承認制度により有効性や安全性が審査されていること、及び販売に規制があることを理解できるようにする。疾病からの回復や悪化の防止には、個々の医薬品の特性を理解した上で使用法に関する注意を守り、正しく使うことが必要であることを理解できるようにする。その際、副作用については、予期できるものと、予期することが困難なものがあることにも触れるようにする。

※ 高等学校学習指導要領解説において、初めて「薬害問題」と明記された。

「薬害を学ぼう」用ワークシート【例】

※このワークシート【例】は、立命館宇治中学校が作成したワークシートを基に、厚生労働省が改編したものです。

薬害を学ぼう	糸且	名前	

- ◇ 副作用と薬害とはどこがちがうのか、薬害の歴史を調べながら考えてみよう。
- ◇ 薬害の歴史を学ぶとともに、なぜ薬害が発生したのか考えてみよう。
- ◇ どうすれば薬害をなくすることができるのか。それぞれの立場で考えてみよう。

1 1～2ページの年表を見ながら、表中に当てはまる薬害を書き入れてみよう。

薬害の起こった年	薬害の名前	薬害の起こった年	薬害の名前
1948 (昭和23) 年 ～1949 (昭和24) 年		1973 年 (昭和48) 年頃	解熱剤による四頭筋短縮症
1953 (昭和28) 年頃 ～1970 (昭和45) 年頃	キノホルム製剤によるスモンの発生	～1988 (昭和63) 年頃	
1958 (昭和33) 年頃 ～1962 (昭和37) 頃		1989 (平成元) 年 ～1993 (平成5) 年	
1959 (昭和34) 年頃 ～1975 (昭和50) 年頃		～1997 (平成9) 年頃	
1970 (昭和45) 年代頃～	陣痛促進剤による被害		血液製剤によるC型肝炎ウイルス感染

2 次の作業をしてみましょう。

- (1) 1～2ページの年表中の薬害について解説した文章を読み、共通すると思われる内容にアンダーラインを引いてみよう。
- (2) (1) のアンダーラインを読みながら、薬害発生について、どのような共通点があるかを考え、文章にまとめてみよう。

--

3 3ページのスモン被害者高町さんの証言と5ページの「キノホルム製剤によるスモンの発生」を読み、薬害がなぜ発生したかについて、まとめてみよう。

4 3ページのサリドマイド被害者増山さんの証言と6ページの「サリドマイド剤による胎児の障害」を読み、薬害がなぜ発生したのかについて、まとめてみよう。

5 下記の(1)～(4)は、それぞれ社会の中でどんな役割を果たしているでしょうか。5ページの「関係者には、それぞれどのような役割があるのだろうか？」の図と6ページの「もっと詳しい役割を見てみよう！」を参考にして、まとめてみよう。

- (1) 国／PMDA（医薬品医療機器総合機構）、(2) 製薬会社、
- (3) 国民（消費者）、(4) 医療従事者（医療機関）／薬局

(1) 国／PMDA（医薬品医療機器総合機構）

(2) 製薬会社

(3) 国民（消費者）

(4) 医療従事者（医療機関）／薬局

6 下記の(1)～(4)は、それぞれの立場から、どのようにしたら薬害の発生を防ぐことができるのか、5ページ、6ページを見て考えてみよう。

- (1) 国/PMDA (医薬品医療機器総合機構)、(2) 製薬会社、
(3) 国民 (消費者)、(4) 医療従事者 (医療機関) / 薬局

(1) 国/PMDA (医薬品医療機器総合機構)

(2) 製薬会社

(3) 国民 (消費者)

(4) 医療従事者 (医療機関) / 薬局

7 薬害が起こらない社会にするためには、社会をどのようなしくみに変えねばならないのでしょうか。考えてみよう。